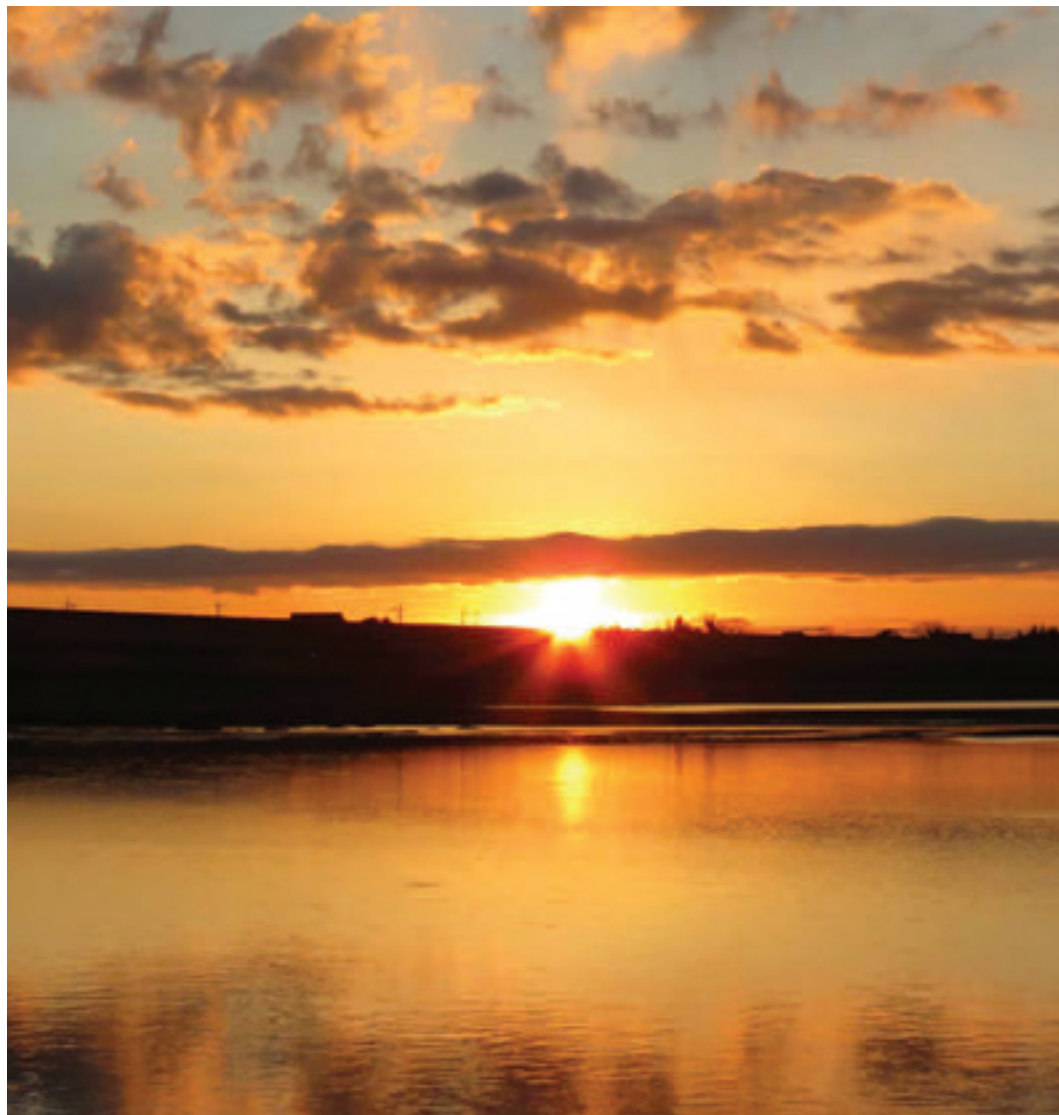




あ  
来  
来  
す  
へ

平成25年度予算案の概要をお知らせします

P2・P3

龍ヶ崎市防災対策基本条例を制定します

P4・P5

龍ヶ崎市見守りネットワークがスタートしました

P6・P7

「市長公室」を平成25年度から設置します

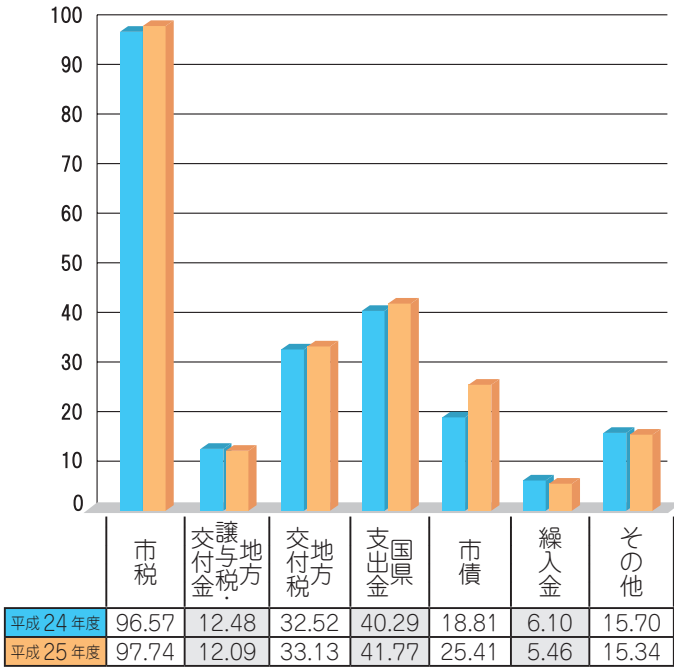
龍ヶ崎市マスコットキャラクター

「まいりゅう」をよろしくお願いします!

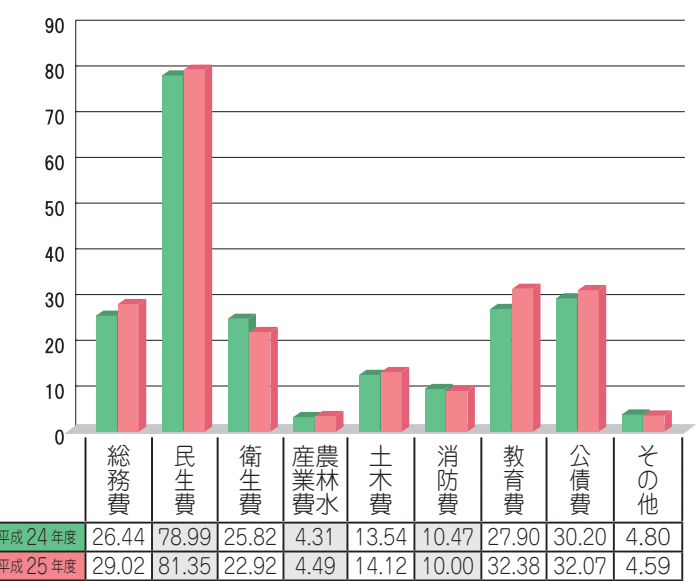
P8



グラフ① 一般会計歳入の状況 (単位：億円)



グラフ② 一般会計歳出の状況 (単位：億円)



教育費は、小中学校のエアコン整備事業を計上したことなどにより、4億5000万円(16・1%)増の32億4000万円としています。公債費は、最終年度残高一括償還方式で借入れた地方債の償還(借換債対象)があるため、1億9000万円(6・2%)増の32億1000万円ですが、一括償還を除く実質では減少しています。

重点施策関連事業を積極展開

- 市民活動日本一を目指したまちづくり  
地域コミュニティ補助、設立準備会補助を拡充します。【1900万円】
- コミュニティセンターのリニューアルを推進します。【5400万円】  
地域コミュニティの核施設であるコミュニティセンターの改修や備品整備を実施します。
- 子育て環境日本一を目指したまちづくり  
小中学校にエアコンを設置します。【5億8000万円】

教育環境の向上などのため、すべての普通教室にエアコンを設置します。(平成26年度稼働予定)  
● 城西中学校大規模改修事業を実施します。【4億6000万円】(平成24年度前倒し事業)  
老朽改修やエアコンの整備など教育環境の向上に加え、自家発電装置の設置など防災力の向上にも配慮した整備を行います。  
● 小児マル福を中学3年生まで拡大します。【市単独事業費合計7000万円】  
市独自に所得制限の撤廃や、対象

- その他の重点事業  
● 市内のコンビニエンスストアにAEDを配備します。【400万円、5年間総額2600万円】  
● 防災・減災力の向上に努めます。【7100万円】  
自然災害の発生や新型インフルエンザの流行に備え、災害対策本部の機能向上、防災倉庫の整備、備蓄品を拡充します。  
● 市制施行60周年記念事業を開催します。【1700万円】  
記念式典をはじめ、ドリームベイスポールの開催など盛りだくさんです。ご期待ください。  
● 安心・安全な道路を整備します。【1億6000万円】  
市道第1・2号線(若柴地区、駒柴小通学路)の拡幅をはじめ、安全な道路づくりを推進します。

「ふるさと龍ヶ崎」の構築を目指す事業を積極展開

# 平成 25 年度予算案の概要をお知らせします

問い合わせ：財政課財政グループ ☎内線 358

当初予算の総額は379億3000万円(表①)

平成25年度の当初予算は、一般会計が8億5000万円(3・8%)増の230億9000万円、国民健康保険事業特別会計が3億7000万円(5・2%)増の75億2000万円とするなど、当初予算の総額は13億7000万円(3・7%)増の379億3000万円となりました。

一般会計歳入の状況(グラフ①)

歳入の中心となる市税は市民税の個人所得割や固定資産税家屋などの増収により、1億2000万円(1・2%)増の97億7000万円となりました。

市債については、小中学校施設整備事業債などの増額のほか、借換債

一般会計歳出の状況(グラフ②)

次に、一般会計歳出です。グラフ②のとおり、民生費が突出しており、2億4000万円(3・0%)増の81億4000万円と、一般会計に占める割合も35・2%に達しています。民生費には生活保護費などの社会保障関係費や、医療給付や介護給付などにかかる特別会計への繰出金を計上しています。これらが民生費が大きく伸びる要因となっており、この傾向は当面、続くと見込んでいます。

表① 予算総括表

|      |              | (単位：円)        |               |              |        |
|------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------|
| 会計別  |              | 平成 25 年度      | 平成 24 年度      | 比 較          | 増減率    |
| 一般会計 |              | 230 億 9,400 万 | 222 億 4,700 万 | 8 億 4,700 万  | 3.8%   |
| 特別会計 | 国民健康保険事業     | 75 億 1,900 万  | 71 億 4,900 万  | 3 億 7,000 万  | 5.2%   |
|      | 公共下水道事業      | 20 億 6,450 万  | 21 億 4,100 万  | △ 7,650 万    | △ 3.6% |
|      | 農業集落排水事業     | 5,860 万       | 5,670 万       | 190 万        | 3.4%   |
|      | 介護保険事業       | 40 億 8,900 万  | 39 億 6,000 万  | 1 億 2,900 万  | 3.3%   |
|      | 障がい児支援サービス事業 | 3,730 万       | 2,920 万       | 810 万        | 27.7%  |
|      | 後期高齢者医療事業    | 10 億 5,100 万  | 9 億 6,210 万   | 8,890 万      | 9.2%   |
|      | 介護サービス事業     | 1,460 万       | 1,280 万       | 180 万        | 14.1%  |
|      | 特別会計合計       | 148 億 3,400 万 | 143 億 1,080 万 | 5 億 2,320 万  | 3.7%   |
| 総計   |              | 379 億 2,800 万 | 365 億 5,780 万 | 13 億 7,020 万 | 3.7%   |



## これまでの経過

本市は、国の中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会報告」において「震度6弱以上の地震動が予測される市区町村」に含まれており、東日本大震災の教訓を活かした市全体の総合的な防災体制の見直しと地域の防災体制（地域防災力）の強化が喫緊の課題となっています。

このため条例案では、今後本市が防災対策上取り組むべき課題を明らかにしました。また、市・消防・警察などの防災関係機関が行う「公助」、市民の皆さん一人一人が自身や家族を守る「自助」、そして隣近所や地域で互いに助け合う「共助」の考え方に基づき、それぞれがその責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として、災害の予防対策、応急対策および復

旧・復興対策に関する基本的な考え方と今後の取り組みの方向性を取りまとめました。

この条例案は、抜本的な見直しを行った地域防災計画（地震災害対策編）との整合を図り、平成24年11月26日から1カ月間にわたりパブリックコメントを行いました。その結果3人の方から12件のご意見をいただきました。そのご意見は、平成25年1月21日に開催された庁議で協議され、条例案が決定しました（ご意見に対する市の考え方は市の公式サイトでお知らせしています）。

この条例案は、平成25年第1回市議会定例会（2月26日開会）に議案として提案し、その成立（制定）を目指します（龍ヶ崎市防災対策基本条例案）の全文文および逐条解説は、市公式サイトでお知らせしています。

## 条例案の特徴

### 第1章 総則

①「第3条 基本理念」…本市の防災対策は自助、共助、公助の考え方に基づき、市、市民および事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行うことを明確にしました。

### 第2章 市、市民及び事業者の責務

②「第4条 市長の基本的責務」…

市長に対して、防災対策を行うに当たり、国、県、他市町村と連絡調整を行うとともに、市民、事業者、自主防災組織、消防、警察などの防災関係機関、ボランティア団体などとの連携、協力を平常時から努めるよう義務付けました。

③「第6条 市職員の責務」…市の職員に対して、防災に関する知識と技術の習得に努めるよう努力義務を課しました。

④「第7条 市民の責務」…市民に対して、自ら災害に備える手段を講じて自己および家族の安全確保並びに相互協力による地域住民の安全確保に努めるよう努力義務を課しました。

⑤「第8条 事業者の責務」…事業者に対して、災害時に従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅

困難者対策のため、飲料水や食料などの備蓄に努めるよう努力義務を課しました。

### 第3章 予防対策

⑥「第9条 災害に強いまちづくりの推進」…市長に対して、市の最上位計画（ふるさと龍ヶ崎戦略プラン）に掲げる施策を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するとともに、その実行策として地域防災計画に掲げた施策・事業を具体的に反映させた「防災対策行動計画」を策定するよう義務付けました。

⑦「第13条 防災教育の推進」…市長に対して、教育委員会が行う教育活動を通じて防災教育の充実に努めるとともに、自主防災組織や事業者などが実施する防災教育に対して必要な支援を行うよう義務付けました。

⑧「第15条 自主防災組織等の育成」…市長に対して、自主防災組織の育成に必要な支援を行うとともに、地域の防災リーダー（防災士）を育成するよう義務付けました。また、災害時に救助・支援活動などを一体的かつ効果的に行えるよう、自主防災組織、消防団、ボランティア団体などを対象としたネットワークづくりを促進するよう努力義務を課しました。

⑨「第16条 災害時要援護者に対する施策」…市長に対して、災害時に自力で避難などができない高齢者や

## 龍ヶ崎市防災対策基本条例案の構成と概要

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

防災対策について基本理念や、市、市民、事業者の責務を明確にし、災害の予防対策、応急対策、復旧・復興対策に関する基本的事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

#### 第2条 定義

条例を解釈する上で、用語の意義を明確化。

#### 第3条 基本理念

市、市民、事業者は、自助、共助、公助の考え方に基づき、それぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協力して防災対策を行う。

### 第2章 市、市民及び事業者の責務

#### 第4条 市長の基本的責務

#### 第5条 地域防災計画の実施

#### 第6条 市職員の責務

#### 第7条 市民の責務

#### 第8条 事業者の責務

### 第3章 予防対策

#### 第9条 災害に強いまちづくりの推進

#### 第10条 公共施設の安全性の確保

#### 第11条 民間建築物等の安全性の向上

#### 第12条 防災知識の普及及び情報の提供

#### 第13条 防災教育の推進

#### 第14条 防災訓練の実施

#### 第15条 自主防災組織等の育成

#### 第16条 災害時要援護者に対する施策

#### 第17条 高層住宅等の震災対策

#### 第18条 業務継続計画

#### 第19条 ボランティアへの支援

### 第4章 応急対策

#### 第20条 応急体制の整備

#### 第21条 情報連絡体制の整備

#### 第22条 他の地方公共団体、事業者等との協定の推進等

#### 第23条 避難所の設置等

#### 第24条 代替施設等の確保

#### 第25条 避難誘導体制の確立等

#### 第26条 帰宅困難者の事前準備等

#### 第27条 帰宅困難者対策の実施

### 第5章 復旧・復興対策

#### 第28条 復旧・復興対策

#### 第29条 復興体制の確立



市・市民・事業者が  
一体となって築く  
災害に強いまちづくり

障がい者などに対する施策を推進するよう義務付けるとともに、施策の推進に当たっては、警察署、消防署、自主防災組織、民生委員児童委員などの方々に協力を要請できることを明確にしました。

⑩「第17条 高層住宅等の震災対策」…高層住宅の居住者などに対して、震災に備えて、防災に関する計画の策定と救出・避難などに必要な用具を備蓄するよう努力義務を課すとともに、市長に対して、その居住者などが行う震災対策に対し必要な支援を行うよう義務付けました。

⑪「第18条 業務継続計画」…市長と事業者に対して、災害時に優先されるべき業務の継続と通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制などを定める業務継続計画を策定するよう求めました。

### 第4章 応急対策

⑫「第22条 他の地方公共団体、事業者等との協定の推進等」…市長に

対して、他の自治体や事業者との災害時応援協定を推進するよう義務付けました。

⑬「第23条 避難所の設置等」…市長に対して、災害時に避難所を設置する場合は女性や障がい者、高齢者などの災害時要援護者に配慮した避難所の設営と運営に努めるよう努力義務を課しました。

⑭「第24条 代替施設等の確保」…

市長に対して、コミュニティセンターや小中学校などの指定避難所が、災害によって施設そのものが被災し使用できなくなる事態に備えた代替施設と、避難所に市民がペットを連れて避難してくる場合に備えた一時保護施設を、あらかじめ確保しておくよう努力義務を課しました。

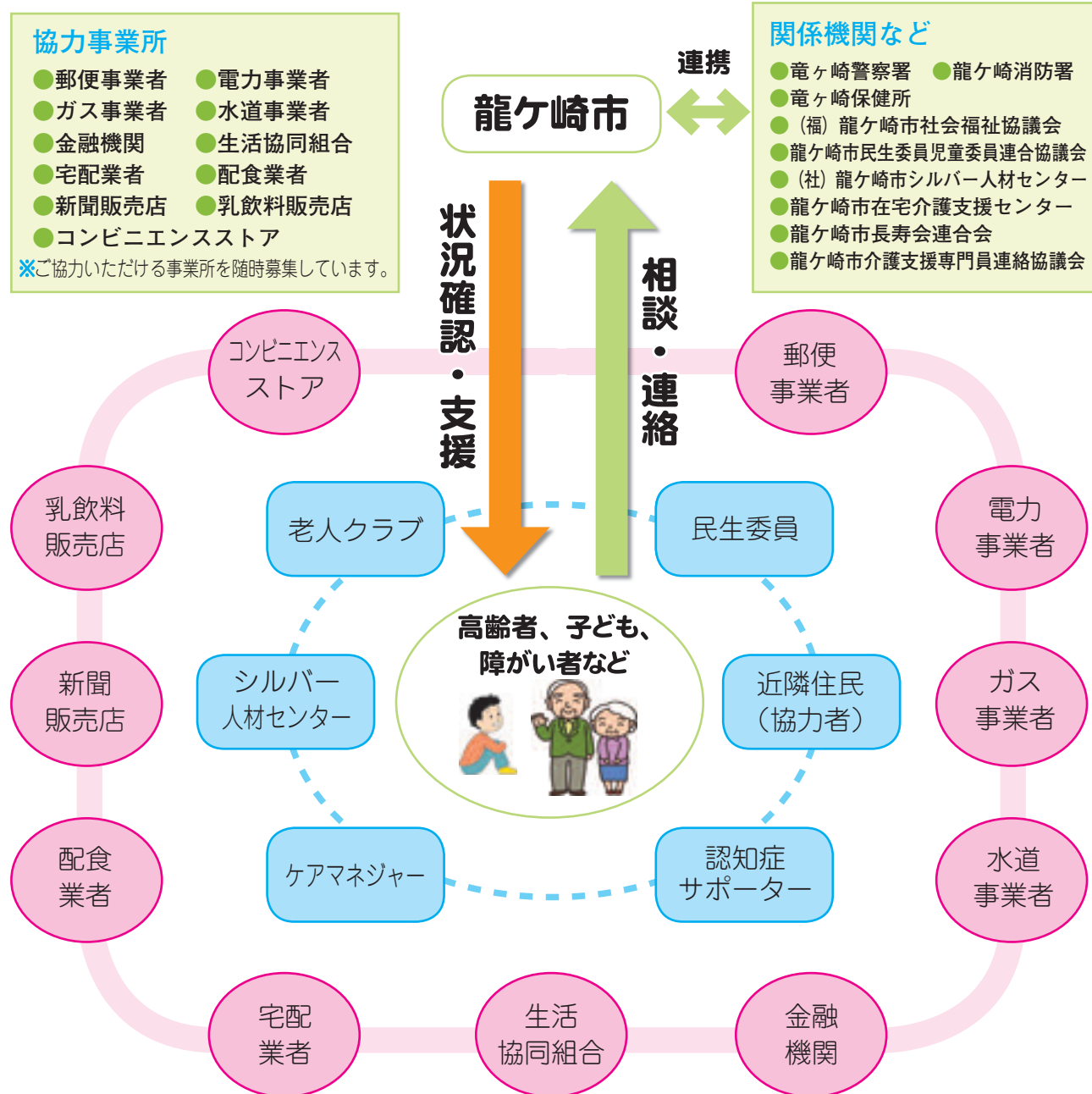
⑮「第27条 帰宅困難者対策の実施」…市長に対して、あらかじめ他の自治体や防災関係機関、鉄道事業者などと連携し混乱防止策を講じること、帰宅困難者に対して災害情報・交通情報・安否情報などを適切に提供すること、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を確保し物資などを備蓄すること、情報の連絡体制と避難誘導体制を確立することを義務付けるとともに、帰宅困難者対策を実施する事業者などに対して必要な支援を行うことを明確にしました。

### 第5章 復旧・復興対策

⑯「第29条 復興体制の確立」…災

害で市内に重大な被害を受けた場合、市長は、応急復旧対策に引き続き、これを復興に向けた態勢にシフトし、その施策および事業を迅速かつ計画的に実施する「災害復興本部」を設置することを明確にしました。なお「災害復興本部」の組織および運営に関しては、この条例とは別の条例および規則で定めることとしました。

## 龍ヶ崎市見守りネットワーク（イメージ図）



# 龍ヶ崎市見守りネットワーク がスタートしました

■ 問い合わせ：社会福祉課社会福祉推進グループ ☎内線 265

見守りネットワーク事業協力に関する協定調印式の様子（写真）



**誰もが住み慣れた地域で  
安心して暮らせるまちづくり**

みなさんのお近くで暮らす方の様子が「気になるな」「大丈夫かな」「心配だなあ」と感じたことはありませんか。

「隣のおばあさん、ひとりで大変そうだけど、ごはんの支度大丈夫かしら」「お隣さん、何日も新聞がたまっているけど大丈夫かしら」  
…こんな地域の心配事に対応するのが「見守りネットワーク事業」です。

**孤立させない地域づくり**

高齢化や核家族化の進展により、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加しています。また、昨今、高齢者や障がい者、生活困窮者などのいわゆる要援護者が、地域から孤立した状態でお亡くなりになるといった痛ましい事件が社会問題となっています。

このような中、要援護者の方々が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療や介護、福祉などの公的サービスの充実のもと、関係機関や地域住民など地域の関係者が相互に連携しながら、要援護者を地域全体で支える体制づくりを進めることが重要です。

**見守りネットワークの必要性**

要援護者の見守りは、民生委員児童委員の皆さんをはじめ、NPO・ボランティア団体、社会福祉協議会などの関係団体、行政など、さまざまな実施主体により各地域で行われています。

しかしながら、これらの見守り活動の多くは、それぞれが有する独自の情報をもとに行われており、地域には、誰からも見守られていない要援護者がいることも想定されます。

そこで、関係者間で相互に連携しながら、要援護者の見守り活動を実施する体制を構築する必要があります。

**龍ヶ崎市見守りネットワーク**

地域住民や関係機関などの協力事業所が、日常生活または業務活動の中で、

### こんな時にご連絡ください…

- ◆郵便物や新聞がポストにたまっている
- ◆何日も同じ洗濯物が干してある
- ◆庭の手入れがされなくなった
- ◆最近、外出している姿を見かけない
- ◆家の中から大声で怒鳴る声がある
- ◆顔や腕などに不自然なあざがある
- ◆服装が不自然なまま外出している
- ◆あの子いつも一人ぼっちでいるけど…

### ご連絡いただくと…

- ◆市職員が訪問し、どのような状況を確認します。
- ◆必要なサービスや制度を利用できるよう、本人および家族を支援します。
- ◆ご連絡いただいた方のお話をすることはありませんので、安心してご連絡ください。

### 協力者を募集しています

- ◆この事業に参加していただける協力者（団体および個人）を募集しています。
- ◆ご協力いただける方は、「登録申請書」により、協力者の登録をお願いします。登録者には協力者証を交付します。
- ※詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

### ネットワークの充実に向けて

地域の高齢者、障がい者など要援護者の異変や生活上の支障などに気付いたら、その情報を市に連絡いただき、対象者の現状把握と状況に応じた福祉サービスの提供を行います。

龍ヶ崎市見守りネットワークは平成25年1月からスタートしました。1月24日には市役所で協定調印式が行われ、関係機関、協力事業所（33団体）と龍ヶ崎市との間で「見守りネットワーク事業協力に関する協定書」を取り交わしました。

ネットワークの趣旨に賛同いただける市民の方々にも広く参加をお願いしています。より多くの市民、事業所の参加により、幅広く、きめ細やかな情報収集体制を構築し、安否確認、虐待の早期発見、徘徊高齢者などの捜索などにつなげていきます。

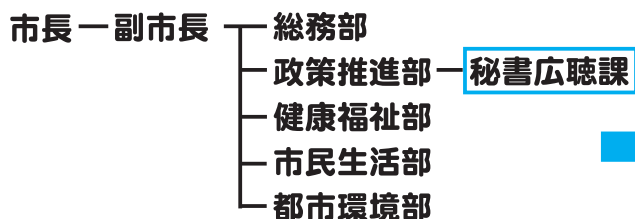
## 「市長公室」を平成 25 年度から設置します

龍ヶ崎市では、政策調整機能を強化し、戦略的な行政経営を推進するため、平成 25 年 4 月 1 日から次のとおり組織の一部を改編します。

### ● 市長公室の設置

現行の政策推進部秘書広聴課の業務（市長・副市長の秘書業務・広聴の総合調整・重要な市政情報の発信など）に、市長の特命事項の処理、重要な政策・施策の企画立案および全庁的・組織横断的な政策調整などの業務を加えるとともに、市長の政策判断などを迅速かつダイレクトに伝達、実行させるため、秘書広聴課を**市長公室**に改称し、いずれの部にも属さない、市長直轄の組織（課と同格）に改編します。市長公室は、**秘書グループ**と**政策・広聴グループ**の 2 グループで構成され、市長公室長、統括政策監などが配置されます。

（現行：抜粋）



（新：抜粋）



## 龍ヶ崎市マスコットキャラクター 「まいりゅう」を よろしくお願いします！

龍ヶ崎市を代表する伝統行事「撞舞」と「龍ヶ崎」を組み合わせ「まいりゅう」です。ハートの鼻は地域のふれあいの暖かさを表しています。

今後は広報紙『りゅうほー』をはじめ、当市の啓発宣伝などで幅広く活動していく予定です。イベントなどにも参加しますので、見かけた際にはぜひ仲良くしてください。



まいりゅう  
MAIRYU

性別：男の子  
チャームポイント：ハートの鼻  
特技：雨を降らせること  
現在、舞男になるため修行中！